

児童いきいき放課後事業について

1. 事業概要

（目的）

- ・市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日に小学生の安全・安心な居場所を提供し、学年をこえた集団の中で、児童の主体的な遊びやスポーツなどの活動を通して、自立性、創造性、社会性などを育むことで、児童の健全育成を図る。また、いきいき活動室の読書環境の充実や学校図書館の利用による自主学習の促進に努め、さらに、宿題等の実施による学習習慣の定着にむけた取組みにより、児童の基礎学力向上の一助とする。

（実施方法）

- ・「いきいき」活動は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体（令和3年度～令和5年度：4団体）が実施校ごとに設置されている「いきいき活動運営委員会」と連携して地域の実情に合わせて運営している。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

（学校との連携・協力）

- ・三密を避けるために、参加児童の状況等をふまえ、学校施設において新たな活動場所を確保
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う学校といきいき活動室との随時情報共有・情報発信

（指導員）

- ・「児童いきいき放課後事業」従事者を新型コロナウイルス感染症ワクチンの優先接種対象へ

児童いきいき放課後事業について

3. 児童いきいき放課後事業の今年度の主な取組

※昨年より継続実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、新しい生活様式を導入し小学校の放課後における児童の安全・安心な居場所を確保し、健全育成を図るための活動の実施
- ・自主学習の促進、宿題の実施等、学習習慣の定着のための活動の実施
- ・学校図書館の利用及び読書環境充実に向けた取組みの実施

※取組の拡充

- ・時間延長について、一定人数以上の利用等の条件を満たした場合、朝・夕実施
- ・安全・安心ないきいき活動を実施するため、状況に応じて、看護師等の必要な人的体制を構築

児童いきいき放課後事業について

4. 令和3年度いきいき保護者アンケート結果

(1) アンケート回答数

令和3年度12,150名(令和2年度12,922名)

(2) アンケート結果

	令和3年度		参考(令和2年度)	
	満足	不満	満足	不満
いきいき活動の内容	78.9%	2.3%	80.8%	1.6%
こども同士の人間関係	74.9%	2.4%	71.2%	2.0%
指導員のこどもへの対応	77.6%	3.5%	78.9%	2.6%
活動室の施設・設備	65.9%	5.4%	66.5%	4.1%
4項目集計	74.3%	3.4%	74.4%	2.6%

運営管理団体(地図)

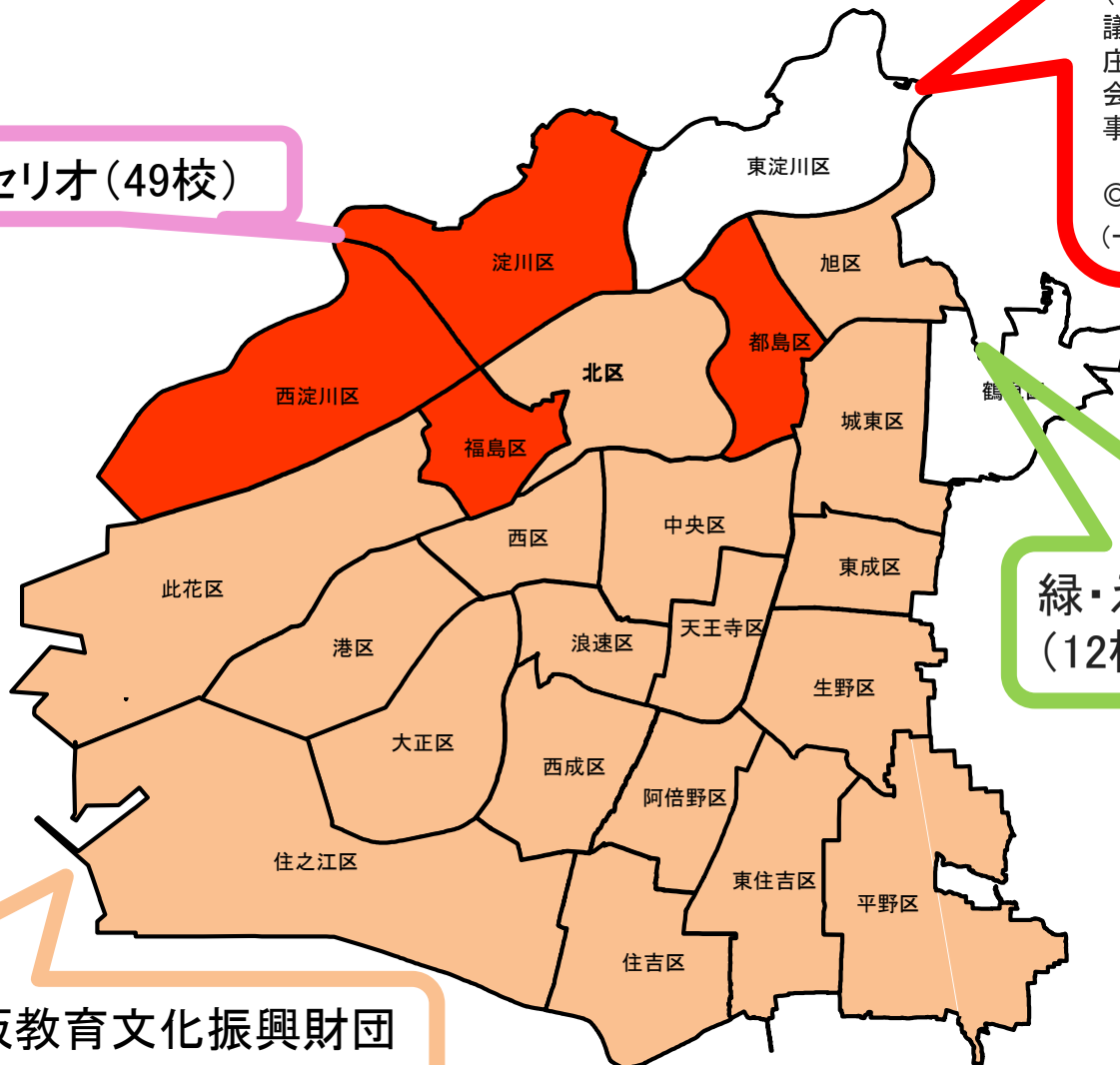
(株)セリオ(49校)

◎3校下
(社福)大阪市東淀川区社会福祉協議会・いたかの地域活動協議会・新庄地域活動協議会・西淡路地域社会福祉協議会児童いきいき放課後事業共同体

◎13校下
(一財)大阪教育文化振興財団

緑・ええまち共同企業体
(12校)

(一財)大阪教育文化振興財団
(221校※含東淀川区13校)



各事業者の時間延長実施条件

事業者	実施状況等
(一財)大阪教育文化振興財団	●18:00～19:00 5名以上で実施 月額:5,000円 年間利用前提(希望月のみの利用不可) 【実施日】平日、長期休業日(土曜日実施なし) ●8:00～8:30 5名以上で実施 年額:5,000円 【実施日】長期休業日(土曜日実施なし)・学校代休日
(株)セリオ	●18:00～19:00 5名以上で実施 月額:5,000円 年間利用前提(希望月のみの利用不可) 【実施日】平日、長期休業日(土曜日実施なし) ●8:00～8:30 5名以上で実施 年額:4,500円(R3年度のみ) 【実施日】長期休業日(土曜日実施なし) ※夏季休業日より実施。
緑・ええまち共同企業体	●18:00～19:00 1名以上で実施 1日:500円 or 月額:5,000円※ 【実施日】平日、長期休業日(土曜日実施なし) ※月額設定は、榎本小・茨田南小・茨田北小・今津小・茨田小のみで実施
(社福)東淀川区社会福祉協議会 ・西淡路地域社協・新庄地活協・いたかの地活協共同体	●18:00～19:00 1名以上で実施 1日:500円 or 月額:5,000円 【実施日】平日、土曜日、長期休業日

活動(例)

平日

時刻	活動等
12時15分	チーフ指導員出勤
14時15分	スタッフ指導員出勤
14時30分	児童参加
	自主学習(宿題・読書等)
	室内遊び
15時30分	外遊び(運動場・体育館)
16時30分	後片付け・清掃
	終わりの会
17時00分	集団下校
	室内遊び(保護者お迎え)
18時00分	活動終了・スタッフ指導員退勤
18時15分	チーフ指導員退勤

土曜日、長期休業日

時刻	活動等
8時15分	チーフ指導員出勤
8時30分	児童参加・スタッフ指導員出勤
8時45分	朝の会
9時00分	自主学習(宿題・読書等)
11時00分	室内遊び
12時00分	昼食・後片付け・清掃
13時00分	室内遊び・清掃
15時00分	外遊び
16時30分	後片付け・清掃
	終わりの会
17時00分	集団下校
	室内遊び(保護者お迎え)
18時00分	活動終了・スタッフ指導員退勤
18時15分	チーフ指導員退勤

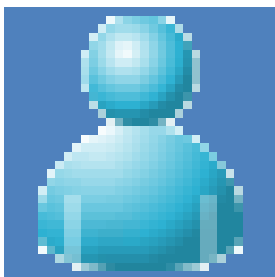
活動内容(例)

分類例	具体的な活動事例
思いきり体を動かす	各種ボール遊び、マット遊び、縄跳び、綱引き、一輪車、ダンス、リレー、鬼ごっこ、その他遊具を使った遊び etc.
創る、作る、造る	作文、模型、図画工作、手芸、マンガ、積み木、ブロック遊び etc.
演じる	朗読、紙芝居、人形劇、ペープサート、演劇、歌、合唱、器楽、ダンス、踊り etc.
研究する	観察、実験、調査、史跡見学、郷土理解 etc.
ゲームに挑戦	囲碁、将棋、オセロ、チェス、ジグソーパズル、クロスワード、迷路 etc.
鑑賞する	読書、紙芝居、人形劇、ペープサート、演劇、歌、合唱、器楽、ダンス、踊り、美術、伝統芸能 etc.
育てる	草花の栽培、小動物の飼育 etc.
新聞づくり	いきいきパートナー(高齢者とのふれあい事業)
昔からの遊び(主に室内)	昔話、ケン玉、綾取り、お手玉、 etc.
〃 (主に屋外)	ビー玉、めんこ、こま回し、土や砂遊び etc.
〃 (全身運動)	各種の鬼ごっこ、ケンパ、輪回し、宝島、Sケン etc.
〃 (作って遊ぶ)	竹馬、かん馬、たこあげ、竹とんぼ、水鉄砲、折り紙、紙細工 etc.

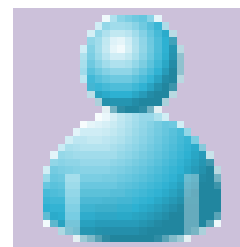
指導員の体制

- 現場体制は、児童の指導・安全管理を含めた活動全般の管理運営を担う「チーフ指導員」1名と、主に児童の指導・安全管理等を担う「スタッフ指導員」で構成されており、人数はいきいきの参加児童数等により異なるが、ローテーションにより3～9名程度の体制で運営。

基本配置基準



チーフ指導員1名

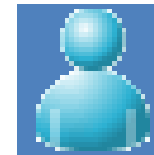
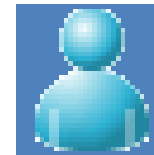
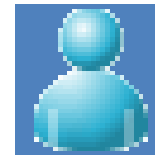
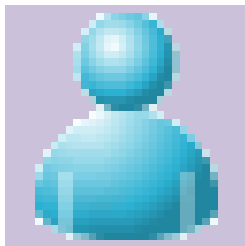


スタッフ指導員1名

参加児童数	チーフ指導員	スタッフ指導員
50名まで	1名	1名
51～90名		2名
91～130名		3名
以降40名を超える毎に		1名ずつ加配

指導員の体制

支援を要する児童への対応におけるスタッフ指導員の配置基準



スタッフ指導員 **1** 名 : 支援を必要とする児童 **1～3** 名

障がい等の状況により、指導上配慮を必要とする児童について、別途指導員を配置し活動を支援。

参加児童の個々の障がいの状況を十分に把握したうえで、支援を必要とする児童3名（複数対応可能児童）につきスタッフ指導員1名を別途配置することを基本とする。

なお、個別対応が必要な児童については、児童1名につき指導員を1名配置するなど、柔軟に対応する。

※上記とは別に、医療的ケアを必要とする児童が参加を希望する場合は、事前に保護者や学校等関係者と協議の上、状況に応じて、看護師を配置するなど、必要な人的体制を構築する。

児童いきいき放課後事業の休止について

1. 学校における新型コロナウイルス感染症に伴う対応の変更

1) 1月26日までの対応

①濃厚接触者の候補者の特定について

- ・濃厚接触者の特定は、「学校園が把握した感染者本人等の情報をもとに、区保健福祉センターが濃厚接触者の特定を行う」

②学校園の休業措置基準

- ・児童生徒や教職員等に新型コロナウイルスの感染症が判明した場合、濃厚接触者の特定及び消毒のため、必要な期間学校園の臨時休業を行う

2) 1月27日以降の対応

①濃厚接触者の候補者の特定について

- ・「学校園における聞き取り表及び濃厚接触者チェックリストの区保健福祉センター等への提出をもって、区保健福祉センター等による濃厚接触者の特定がなされたものとみなす」運用

②学校園の休業措置基準の追加

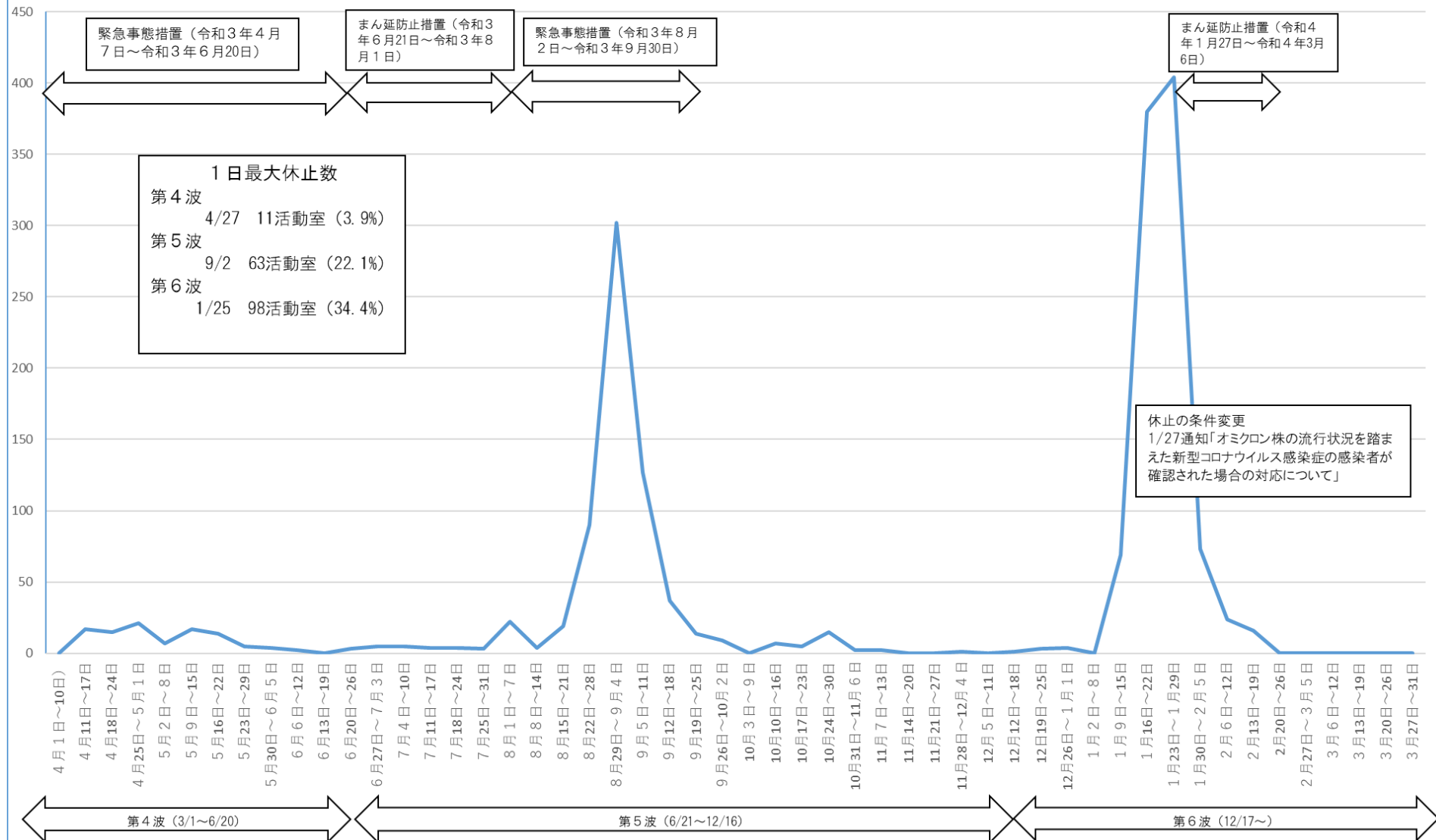
- ・感染により出席停止となった児童生徒等が属する学級における濃厚接触者を含む出席停止者の割合が、めやすとして15～20%を上回る場合、学校(園)医と相談した結果を踏まえ、学級休業するものとする。
- ・学級休業が当該学年において複数にまたがる場合は学年休業、学年休業が当該学校園において複数にまたがる場合は学校園の臨時休業を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴ういきいき休止の判断

- 1) 学校関係者(教員・児童・事務員等)で新型コロナウイルス感染症の陽性判明に伴う学校休業の場合、いきいきも休止。

2) いきいき関係者で、陽性が判明した場合

- ①大阪府作成「事業所内での濃厚接触者確認フロー」に基づき、濃厚接触者確認
- ②①の内容といきいき関係者の最終参加日の参加児童リスト・状況等をまとめ、学校に報告
- ③学校と事業者で協議し、いきいき休止等対応方針を決める
- ④こども青少年局に報告。教育委員会と確認。



参加児童数（月別）

